



宮崎県公報

平成22年4月1日(木曜日)号外 第27号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市高洲町222番地
合資会社愛文社印刷所

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

	頁
規 則	
○児童手当の支給に係る事務の委任に関する規則 の一部を改正する規則……………(行政経営課) 1	

規 則

児童手当の支給に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年4月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第21号

児童手当の支給に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

児童手当の支給に係る事務の委任に関する規則(昭和46年宮崎県規則第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>児童手当の支給に係る事務の委任に関する規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項及び第180条の2の規定により、児童手当法(昭和46年法律第73号)第17条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任について定めるものとする。</p> <p>(事務の委任)</p> <p>第2条 別表の左欄に掲げる者に係る児童手当法第17条第1項の規定により知事の権限に属する事務は、同表の右欄に掲げる者に委任する。</p>	<p>子ども手当の支給に係る事務の委任に関する規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項及び第180条の2の規定により、児童手当法(昭和46年法律第73号)第17条第1項及び平成22年度における子ども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号)第16条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任について定めるものとする。</p> <p>(事務の委任)</p> <p>第2条 別表の左欄に掲げる者に係る児童手当法第17条第1項及び平成22年度における子ども手当の支給に関する法律第16条第1項の規定により知事の権限に属する事務は、同表の右欄に掲げる者に委任する。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。